

業種による暫定排水基準（法）

ア 窒素含有量及び磷含有量に係る暫定排水基準

平成 5 年総理府令第 40 号 最終改正令和 5 年環境省令第 14 号
令和 10 年 9 月 30 日まで適用

項目	業 種	許容限度（mg/L）	
		最大値	日間平均値
窒素含有量	天然ガス鉱業	160	150
	畜産農業（令別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。）	130	110
	酸化コバルト製造業	200	100
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 （バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100	3,100
磷含有量	畜産農業（令別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。）	22	18
備考 1 省令別表第 2 の備考 1 及び 2 の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第 2 の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 3 この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第 2 の備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 4 この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第 2 又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第 2 又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4 の規定を準用する。			

（参考）標記の暫定排水基準の見直しに係る資料は、以下に掲載されています。

（環境省）中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会（第 9 回）

リンク先：https://www.env.go.jp/page_00766.html

イ ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

平成 13 年環境省令第 21 号 最終改正令和 4 年環境省令第 17 号

令和 7 年 6 月 30 日まで（旅館業又は下水道業にあっては、当分の間）適用

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度 (mg/L)
ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	旅館業（1 リットルにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するものに限る。）	100
	旅館業（1 リットルにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するものに限る。）	300
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	500
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）別表第 1 第 1 号の 2 ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300
	ジルコニウム化合物製造業	350
	畜産農業（令別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。）	400
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,800
備考 1 有害物質の種類ごとに業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、それらの業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出		

される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

- 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、 mg/L ）

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 $\text{m}^3/\text{日}$ ）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 $\text{m}^3/\text{日}$ ）

※この表に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、経過措置の規定を適用する。

（参考）標記の暫定排水基準の見直しに係る資料は、以下に掲載されています。

（環境省）中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会（第 4 回）

リンク先：https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/4_1.html

ウ 亜鉛含有量に係る暫定排水基準

平成 18 年環境省令第 33 号 最終改正令和 6 年環境省令第 29 号
令和 11 年 12 月 10 日まで適用

業	種	許容限度 (mg/L)
電気めっき業		4
備考 この表に掲げる業種に属する特定事業場が同時にこの表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る規制基準については、この表に掲げるものを適用する。		

※この表に掲げる業種に属する特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、経過措置の規定を適用する。

（参考）標記の暫定排水基準の見直しに係る資料は、以下に掲載されています。

（環境省）中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会（第 14 回）

リンク先：https://www.env.go.jp/page_01519.html

エ 六価クロム化合物に係る暫定排水基準

令和 6 年環境省令第 4 号
令和 9 年 3 月 31 日まで適用

業	種	許容限度 (mg/L)
電気めっき業		0.5
備考 この表に掲げる業種に属する特定事業場が同時にこの表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る規制基準については、この表に掲げるものを適用する。		

※この表に掲げる業種に属する特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなして、経過措置の規定を適用する。

（参考）標記の暫定排水基準の見直しに係る資料は、以下に掲載されています。

（環境省）中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会（第 9 回）

リンク先：https://www.env.go.jp/page_00766.html